

別添 1

都道首都高速 1 号線等に関する協定

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1－10、別紙 1－21、別紙 1－22 を次のとおり改める。

別紙 1－10

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

都道首都高速7号線（改築）（小松川JCT）に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他 の 道 路 の 路 線 名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

(4) 工事予算

40,027百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 元年12月 1日(供用開始)

令和 4年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,613 百万円	(消費税込み)
(うち、助成対象基準額	43,810 百万円)(消費税込み)

別紙1－21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(ロ) 延長

7.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋 梁 高 架 部 分	—	—	1.25	0.75	2.00	
ト ン ネ ル 部 分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土 工 (掘 割) 部 分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他 の 道 路 の 路 線 名	接続の位置	接続の方法	備 考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北出入口
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

106,666 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

- ① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクションに係る部分)、
及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(横浜港北ジャンクション)に係る部分)
平成24年 5月 1日

- ② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成29年10月 1日

なお、②における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 2年 3月22日(供用開始)

令和 3年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

121,296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

101,081 百万円)(消費税込み)

別紙 1－22

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

都道首都高速3号線（改築）（渋谷入口）に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口

(4) 工事予算

6,868百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 令和 元年12月19日(供用開始)

令和 3年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,778 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,051 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	36,238
R1	94,909
R2	40,198
R3	30,812
R4	22,072
R5	22,319
R6	22,474
R7	21,237
R8	21,303
R9	21,644
R10	21,755
R11	22,024
R12	22,080
R13	22,151
R14	23,293
R15	23,453
R16	22,397
R17	22,442
R18	22,446
R19	23,401
R20	23,412
R21	23,926
R22	23,926
R23	23,926
R24	23,926
R25	23,927
R26	23,927
R27	23,927
R28	23,927
R29	23,927
R30	23,927
R31	23,927
R32	27,568
R33	28,219
R34	31,261
R35	27,218
R36	27,218
R37	27,218
R38	27,218
R39	29,219
R40	28,219
R41	27,218
R42	27,218
R43	27,218
R44	27,218
R45	27,218
R46	29,219
R47	14,648

(注1) 平成18年度から平成30年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構築物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	(202, 470) 204, 136	(43, 766) 44, 126	(158, 704) 160, 010	(8, 856) 8, 929	(149, 848) 151, 081
H 1 9	(203, 138) 203, 138	(43, 910) 43, 910	(159, 227) 159, 227	(8, 885) 8, 885	(150, 343) 150, 343
H 2 0	(207, 313) 192, 576	(44, 813) 41, 627	(162, 500) 150, 949	(9, 068) 8, 423	(153, 432) 142, 526
H 2 1	(188, 136) 188, 136	(40, 668) 40, 668	(147, 468) 147, 468	(8, 229) 8, 229	(139, 240) 139, 240
H 2 2	(195, 066) 189, 399	(33, 120) 32, 158	(161, 946) 157, 241	(7, 842) 7, 614	(154, 104) 149, 627
H 2 3	(197, 997) 197, 997	(33, 618) 33, 618	(164, 379) 164, 379	(7, 960) 7, 960	(156, 419) 156, 419
H 2 4	(201, 545) 201, 545	(34, 220) 34, 220	(167, 325) 167, 325	(8, 102) 8, 102	(159, 222) 159, 222
H 2 5	(203, 369) 203, 369	(34, 530) 34, 530	(168, 839) 168, 839	(8, 176) 8, 176	(160, 663) 160, 663
H 2 6	(205, 699) 203, 950	(34, 925) 34, 629	(170, 773) 169, 321	(8, 269) 8, 199	(162, 504) 161, 122
H 2 7	(198, 838) 198, 838	(33, 761) 33, 761	(165, 077) 165, 077	(7, 994) 7, 994	(157, 084) 157, 084
H 2 8	(191, 190) 203, 748	(32, 462) 34, 594	(158, 728) 169, 154	(7, 686) 8, 191	(151, 042) 160, 963
H 2 9	(202, 775) 202, 775	(34, 429) 34, 429	(168, 346) 168, 346	(8, 152) 8, 152	(160, 194) 160, 194
H 3 0	(209, 232) 209, 259	(35, 525) 35, 530	(173, 706) 173, 729	(8, 412) 8, 413	(165, 295) 165, 316
R 1	207, 364	35, 209	172, 155	8, 336	163, 819
R 2	210, 016	35, 659	174, 357	8, 443	165, 914
R 3	224, 444	38, 108	186, 336	9, 023	177, 313
R 4	232, 296	39, 441	192, 855	9, 339	183, 516
R 5	237, 624	40, 346	197, 278	9, 553	187, 725
R 6	240, 511	40, 836	199, 675	9, 669	190, 006
R 7	242, 541	41, 181	201, 360	9, 751	191, 609
R 8	266, 551	45, 258	221, 293	10, 716	210, 577
R 9	268, 288	45, 552	222, 736	10, 786	211, 950
R 1 0	268, 978	45, 670	223, 308	10, 813	212, 495
R 1 1	270, 052	45, 852	224, 200	10, 857	213, 343
R 1 2	270, 419	45, 915	224, 504	10, 871	213, 633
R 1 3	269, 202	45, 708	223, 494	10, 822	212, 672
R 1 4	266, 388	45, 230	221, 158	10, 709	210, 449
R 1 5	264, 426	44, 897	219, 529	10, 630	208, 899
R 1 6	262, 131	44, 507	217, 624	10, 538	207, 086
R 1 7	260, 778	44, 277	216, 501	10, 484	206, 017
R 1 8	257, 555	43, 730	213, 825	10, 354	203, 471
R 1 9	255, 098	43, 314	211, 784	10, 255	201, 529
R 2 0	252, 700	42, 906	209, 794	10, 159	199, 635
R 2 1	251, 335	42, 674	208, 661	10, 104	198, 557
R 2 2	247, 965	42, 102	205, 863	9, 969	195, 894
R 2 3	245, 647	41, 709	203, 938	9, 875	194, 063
R 2 4	243, 356	41, 320	202, 036	9, 783	192, 253
R 2 5	242, 032	41, 095	200, 937	9, 730	191, 207
R 2 6	239, 003	40, 581	198, 422	9, 608	188, 814
R 2 7	236, 831	40, 212	196, 619	9, 521	187, 098
R 2 8	234, 803	39, 867	194, 936	9, 440	185, 496
R 2 9	233, 430	39, 634	193, 796	9, 384	184, 412
R 3 0	230, 222	39, 090	191, 132	9, 255	181, 877
R 3 1	227, 937	38, 701	189, 236	9, 164	180, 072
R 3 2	225, 693	38, 321	187, 372	9, 073	178, 299
R 3 3	224, 410	38, 102	186, 308	9, 022	177, 286
R 3 4	220, 963	37, 517	183, 446	8, 883	174, 563
R 3 5	218, 350	37, 074	181, 276	8, 778	172, 498
R 3 6	215, 686	36, 621	179, 065	8, 671	170, 394
R 3 7	213, 888	36, 316	177, 572	8, 599	168, 973
R 3 8	210, 555	35, 750	174, 805	8, 465	166, 340
R 3 9	208, 441	35, 391	173, 050	8, 380	164, 670
R 4 0	206, 430	35, 050	171, 380	8, 299	163, 081
R 4 1	205, 273	34, 854	170, 419	8, 252	162, 167
R 4 2	202, 578	34, 396	168, 182	8, 144	160, 038
R 4 3	200, 682	34, 074	166, 608	8, 068	158, 540
R 4 4	198, 678	33, 734	164, 944	7, 987	156, 957
R 4 5	197, 241	33, 490	163, 751	7, 929	155, 822
R 4 6	194, 613	33, 043	161, 570	7, 824	153, 746
R 4 7	80, 486	13, 665	66, 821	3, 236	63, 585

(注1) 平成18年度から平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(263, 101) 267, 398
H 1 9	(268, 946) 268, 576
H 2 0	(276, 377) 258, 876
H 2 1	(271, 335) 253, 132
H 2 2	(261, 242) 255, 900
H 2 3	(264, 036) 263, 261
H 2 4	(266, 780) 268, 517
H 2 5	(268, 770) 267, 165
H 2 6	(275, 435) 270, 932
H 2 7	(274, 146) 275, 977
H 2 8	(275, 706) 291, 021
H 2 9	(291, 089) 291, 741
H 3 0	(291, 606) 290, 166
R 1	290, 185
R 2	299, 751
R 3	303, 085
R 4	310, 518
R 5	315, 323
R 6	317, 869
R 7	320, 214
R 8	342, 875
R 9	345, 566
R 1 0	346, 074
R 1 1	346, 607
R 1 2	346, 242
R 1 3	344, 751
R 1 4	341, 404
R 1 5	339, 033
R 1 6	336, 662
R 1 7	335, 207
R 1 8	331, 950
R 1 9	329, 306
R 2 0	326, 661
R 2 1	324, 934
R 2 2	321, 463
R 2 3	318, 879
R 2 4	316, 325
R 2 5	314, 662
R 2 6	311, 279
R 2 7	308, 787
R 2 8	306, 324
R 2 9	304, 725
R 3 0	301, 461
R 3 1	299, 029
R 3 2	296, 658
R 3 3	295, 062
R 3 4	291, 916
R 3 5	289, 575
R 3 6	287, 265
R 3 7	285, 735
R 3 8	282, 674
R 3 9	280, 425
R 4 0	278, 176
R 4 1	276, 712
R 4 2	273, 737
R 4 3	271, 549
R 4 4	269, 390
R 4 5	267, 964
R 4 6	265, 104
R 4 7	131, 848

(注) 平成18年度から平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 8 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

〔１〕基本料金の額

本協定第３条に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一．１キロメートル当たり料金の額と固定額

（１）１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

（２）利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する固定額は、１５０円とする。

二．適用方法

（１）料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添２のとおりとする。

（注）

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一．に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離につい

ては、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
 - b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
 - c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。
- B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3について軽微な変更を行う場合は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L \times R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(イ) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(1)Bの料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を徴収する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔2〕ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、下表aに掲げるETC専用施設のみが設置された入口等にETC車以外が進入した場合において、当該入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める当該入口等に係る供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Aのとおりとし、それ以降当分の間は、下表Bのとおりとする。

a
馬場

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合においては料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cのとおりとし、それ以降当分の間は、下表Dのとおりとする。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080

中型車	1741.9546
大型車	2604.8832
特大車	3333.9091

表D

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080
中型車	1935.3696
大型車	2604.8832
特大車	4241.4720

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〔3〕 特別の措置

一. 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記〔1〕一. (1)にかかわらず、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間、下表Aのとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616

普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

二. 料金距離に応じた料金の額

料金距離が 4.2 km 以下となる場合の料金の額については、記〔1〕及び〔3〕一.にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Cの区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	285.8215 円	359.4444 円	421.6430 円

表C

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	302.3232 円	359.4444 円	499.0740 円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添2のとおりとする。ただし、上表A、上表B及び上表Cに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

- B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離（別添 3 に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が 4. 2 km 以下となる場合の料金の額については、上表 B 又は上表 C の料金の額を適用する。
- C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 又は別添 3 について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出を行うものとする。

三. 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等を A、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等を B、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等を C、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等を D とし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、B C 間を迂回して通行した自動車は、首都高速道路を順方向に通行し、C において通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(1) ETC 車の場合の料金調整

A B 間の料金距離と C D 間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

(2) 現金車の場合の料金調整

A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、記二. B の料金距離に応じて、料金の額を徴収する。

四. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. から三. までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。

〔4〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車とする。

(ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、35.7km超となる場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（ETC車が下表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
一般国道16号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸線との接続部、幸浦

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1935.3696 円	2604.8832 円	4241.4720 円

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジ

ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合には、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(36)の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)、(37)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10%

(ハ) 中型車の特例

記(イ)及び記(ロ)にかかわらず、ETC車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

(4) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

A 記(イ)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であつて、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	5%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(5) 都心流入割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表Aから下表Jまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表A

出入口等	出入口等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km

表B

出入口等	出入口等	料金距離
羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.7km

表C

出入口等	出入口等	料金距離
------	------	------

高速自動車国道第一東海自動車道及び都道首都高速 3 号線との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13. 7km
--	---	---------

表D

出入口等	出入口等	料金距離
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び都道首都高速 4 号線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	14. 4km

表E

出入口等	出入口等	料金距離
美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22. 4km

表F

出入口等	出入口等	料金距離
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24. 1km

表G

出入口等	出入口等	料金距離
------	------	------

三郷ジャンクション（三郷を含む。）、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0km
--------------------------------------	---	--------

表 H

出入口等	出入口等	料金距離
一般国道 14 号及び都道首都高速 7 号線との接続部、一之江、小松川、錦糸町	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3km

表 I

出入口等	出入口等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5km

表 J

出入口等	出入口等	料金距離
大師	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	15.2km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(6) 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した自動車とする。

(ロ) 割引を適用する料金距離

下表左欄に掲げる出入口等と同表中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、右欄に定める料金距離を適用する。

出入口等	出入口等	料金距離
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、一般国道466号(第三京浜道路)及び一般国道1号(横浜新道)と横浜市道高速1号線との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、一般国道16号(横浜横須賀道路)と横浜市道高速2号線との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	24.1km

(ハ) 実施する期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

(7) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

- (イ) 割引を適用する自動車
割引を適用する自動車は、E T C車とする。
- (ロ) 割引率
個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。
- (ハ) 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。
- (ニ) 適用区間
個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- (ホ) 事前の届出
個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車
割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- (ロ) 割引率
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。
- (ハ) 実施する期間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。
- (ニ) 適用区間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- (ホ) 事前の届出
個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出を行うものとする。

(10) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車
割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。
- (ロ) 割引率
50%とする。
- (ハ) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

二. 割引及び料金上乗せ相互間の適用関係

- (1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔4〕に定める他の全ての割引及び記〔5〕に定める料金上乗せと重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔4〕に定める他の全ての割引及び記〔5〕に定める料金上乗せを適用する。
- (2) 障害者割引又はETC路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記〔5〕に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。

(イ) 重複適用の有無

○…適用あり

—…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

（注）「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「大会」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せを指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引

3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乘せ
5	大口・多頻度割引

三. 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一. (1)、(3)、(5)、(6)及び(10)に定める割引を適用した額（記(1)及び記(3)に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に 10 円未満の端数がある場合には、四捨五入により 10 円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。

〔5〕 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

(1) 料金上乘せを適用する自動車

(イ) ETC 車

料金上乘せを適用する自動車は、ETC 車のうち、午前 6 時から午後 10 時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、(2)に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の 3 第 1 項第 13 号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔4〕一.(2)に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

(ロ) 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前 6 時から午後 10 時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、(2)に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔4〕一.(2)に定める割引を適用する自動車を除く。

(ハ) 〔2〕に定める料金の額を適用する自動車

料金上乗せを適用する自動車は、〔2〕に定める料金の額を適用する自動車のうち、午前6時から午後10時までの間に記〔2〕表aに掲げる入口等に進入し、首都高速道路全線を通行する軽自動車等及び普通車とする。

(2) 適用区間

(イ) ETC車

ETC車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

路線
都道首都高速1号線
都道首都高速2号線
都道首都高速2号分岐線
都道首都高速3号線
都道首都高速4号線
都道首都高速4号分岐線
都道首都高速5号線
都道首都高速6号線
都道首都高速7号線
都道首都高速8号線
都道首都高速9号線
都道首都高速晴海線
都道首都高速11号線
都道首都高速葛飾江戸川線
都道首都高速板橋足立線
都道首都高速目黒板橋線
都道首都高速品川目黒線
都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）

都道首都高速湾岸分岐線
都道高速横浜羽田空港線
都道高速葛飾川口線
都道高速足立三郷線
都道高速板橋戸田線
神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）
千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

(ロ) 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
三溪園（入口に限る。）
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）
戸田（入口に限る。）
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）

浦和北（入口に限る。）
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）
阪東橋（入口に限る。）
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）

(3) 料金上乗せ額

909.09円とする。

(4) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

(5) 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記(3)に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

〔6〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和47年9月30日までとする。

〔7〕その他（乗継）

首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び〔2〕に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、

これを1回の通行とみなす。

以 上

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 2

- 都道首都高速1号線

[illegible]

都道首都高速2号分岐線

[illegible]

		谷町JCT
	飯倉	—
一ノ橋JCT	0.7	1.5

第一東海
自動車道

[illegible]

都道首都高速4号線

[illegible]

都道首都高速4号分岐線

		吳服橋	神田橋JCT
	江戸橋	—	—
江戸橋JCT	—	0.2	0.8
	—	0.4	1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

[illegible]

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

江戸橋JCT	箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋	两国JCT	駒形	向島	堤通	堀切JCT	小菅	小菅JCT	加平	八潮南	八潮	三郷JCT・三郷
											—	—
											1.5	4.6
											4.4	7.5
											7.3	10.4
											—	—
											8.5	11.6
											9.9	13.0
											11.6	14.7
											—	—
											—	—
											—	—
1.3	3.3	5.7	7.4	8.8	9.5	10.0	12.9	15.8	17.3	20.4		
1.2	2.5	4.5	6.9	8.6	10.0	10.7	11.2	14.1	17.0	18.5	21.6	
堀切JCT	四つ木											
	1.5											

都道首都高速7号線

					京葉道路
					—
					—
		小松川JCT	小松川	一之江	—
		錦糸町	0.3	1.7	3.8
两国JCT			4.4	5.8	7.9
	2.5		6.9	8.3	10.4

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

					辰巳JCT
					1.7
					2.2
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
					—

都道首都高速11号線

芝浦JCT	台場	有明JCT
	2.8	5.0

都道首都高速・ 飾江戸川線

					・ 西JCT
					—
		小松川JCT・中環小松川	船堀橋	清新町	4.7
		—	—	2.2	—
四つ木	平井大橋	—	—	—	—
	2.6	5.0	—	8.7	11.2

都道首都高速晴海線

晴海	豊洲	東雲JCT
	—	1.3
		2.7

都道首都高速板橋足立線

			王子南・王子北	江北JCT
			—	2.7
板橋JCT	滝野川	新板橋	—	—
	—	—	—	—
	0.9	1.0	4.4	7.1

都道首都高速品川目黒線

大橋JCT	五反田	大井JCT
	3.4	—
		9.4

都道首都高速目黒板橋線

						大橋JCT	
						—	
						0.4	2.4
						1.6	3.6
						—	—
						7.1	9.1
						—	—
熊野町JCT	高松	西池袋	中野長者橋	西新宿JCT	初台南	富ヶ谷	大橋JCT
	0.3	—	—	—	—	—	—
		1.9	5.7	7.4	—	9.0	11.0

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

[illegible]

都道首都高速湾岸分岐線

東海JCT	昭和島JCT
	1.9

都道高速・飾川口線及び埼玉県道高速・飾川口線

[illegible]

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

[illegible]

神奈川県道高速湾岸線

横浜横浜東道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子	三溪園	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭	東扇島	川崎浮島JCT・ 浮島
				—	—	—	—	—		4.1
				4.8	—	—	—	3.1	8.0	12.1
				—	—	—	—	3.1	11.1	15.2
	—	3.1	—	—	—	—	1.5	4.6	12.6	16.7
				6.9	—	—	8.2	11.3	19.3	23.4
				10.0	—	—	10.3	13.4	21.4	25.5
				10.9	—	—	13.4	16.5	24.5	28.6
	—	4.0	—	—	—	—	14.3	17.4	25.4	29.5
				—	—	—	—	—	—	—

横浜市道高速1号線

金港JCT	横浜駅西口	三ツ沢	第三京浜道路・横浜新道
	—	—	—
	0.6	1.8	2.3

横浜市道高速2号線

				横浜横須賀道路
		花之木	永田	—
	阪東橋	—	—	—
石川町JCT	—	0.7	2.4	4.7
	—	3.7	5.4	7.7

横浜市道高速湾岸線

生麦JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭
	4.6

横浜市道高速横浜環状北線

横浜港北CT・ 横浜港北	新横浜	馬場 (ETC)	岸谷生麦	生麦JCT
				0.8
				3.7
	1.2	3.3	6.2	7.0
		4.5	7.4	8.2

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉 JCT	横浜港北JCT・ 横浜港北
	7.1

川崎市道高速縦貫線

			川崎浮島JCT
	大師JCT・ 大師	殿町	3.5
富士見 (仮称)	2.3	—	5.6
		—	7.9

埼玉県道高速さいたま戸田線

								美女木JCT
							浦和南	1.5
						浦和北	—	—
				与野		2.1	—	7.9
			与野JCT (仮称)	—		2.7	—	8.5
				1.2	—	3.9	—	9.7
		新都心		1.8	3.0	—	5.7	—
				4.1	5.3	—	8.0	—
さいたま見沼								11.5
								13.8

一般国道17号(新大宮上尾道路)

					与野JCT (仮称)	与野
				大宮 (仮称)	—	—
			宮前南 (仮称)	1.2	3.7	—
		宮前 (仮称)	—	—	—	—
上尾南 (仮称)	1.2	—	—	4.9	7.4	—

出入口等	料金距離（km）
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	3.7
池尻（入口に限る。）	6.4
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）	3.4
初台（入口に限る。）	6.7
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）	10.6
板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕	25.0
板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕	27.1
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）	7.9
錦糸町（小松川方向から進行して流出する出口に限る。）	7.9
・西（浦安方向へ進行する入口に限る。）	9.8
足立入谷（入口に限る。）	6.3
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）	10.3
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）	13.6
三溪園（入口に限る。）	10.9
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）	4.0
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）	4.9
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）	4.6
戸田（入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕	13.8
戸田（入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕	15.9
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）	2.3
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）	4.1
浦和北（入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕	8.0
浦和北（入口に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕	10.1
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕	13.8
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）〔ただし、一般国道１７号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕	15.9
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）	6.4
阪東橋（入口に限る。）	4.7
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	7.4
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	14.5
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	1.2
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	8.3
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	7.1
大宮（仮称）（入口に限る。）	4.9
宮前（仮称）（入口に限る。）	1.2

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 2 年 1 月 9 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 渡 邊 大 樹

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 宮 田 年 耕